

国民年金

vol.3

のお知らせ

はたち 二十歳になったら国民年金

日本に住むすべての人は、満20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料を納める義務があります。

学生の皆さんのための

「学生納付特例申請」

学生については、保険料を納付することが困難な場合に、本人の申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

■対象となる学生は…

大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校(修業年限が1年以上の課程)に在学する20歳以上の学生で、前年所得が118万円以下のかた。

*年度途中で20歳を迎え、納付特例を希望する学生の皆さんは、20歳の誕生日以降早めに申請してください。

■手続きは…

住所地の市区町村役場の国民年金担当窓口申請してください。

■ご持参いただくもの

・学生証または在学証明書
(コピー可)

・年金手帳(あれば)

・印鑑(本人が署名すれば不要)

☆学生納付特例期間中に障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができません。

☆学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。追納を希望される場合は、追納の申し出が必要です。

※納期限を過ぎていなくても、お手元にある納付書は使用しないでください。

★引き続き学生納付特例を希望されるかたへ

平成22年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されているかたで、平成23年度も引き続き在学予定のかたへ、4月上旬以降に基礎年金番号などの印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。

なお、平成22年度の学生納付特例の申請をされたかたで、まだ承認通知が届いていないかたについては、承認後にハガキが発送されます。平成23年度も引き続き学生納付特例を希望されるかたで、ハガキが届かない場合は、改めて学生納付特例の申請をしてください。この場合は在学証明書又は学生証が必要です。

また、平成23年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お手数ですが米沢年金事務所にご連絡ください。(米沢年金事務所 ☎0238-22-4220)

※今春卒業予定の皆さんへ…

学生納付特例の有効期間は3月末日までです。引き続き

第1号被保険者で保険料納付が困難な場合は、免除制度・若年者納付猶予制度をご利用ください。平成23年度の一般免除の受付開始は7月1日からとなりますので、4月から6月までの3カ月分は平成22年度的一般免除手続を行ってください。

(平成22年度の一般免除申請期間は平成23年7月末日まで)

平成23年3月～平成24年3月 『移動年金相談日』のごあんない (相談日)

| | | | |
|-------|----------|-------|-----------|
| 平成23年 | 3月23日(水) | | 10月26日(水) |
| | 4月27日(水) | | 11月24日(木) |
| | 5月25日(水) | | 12月28日(水) |
| | 6月22日(水) | 平成24年 | 1月25日(水) |
| | 7月27日(水) | | 2月22日(水) |
| | 8月24日(水) | | 3月28日(水) |
| | 9月28日(水) | | |

- 受付時間 午前9時30分～11時30分
午後1時～1時30分
- 開始時刻 午前10時～、午後1時～
- 会場 中央公民館第1・2研修室(2階)
- ※会場は都合により館内別室になる場合があります。ロビーの案内板をご確認ください。
- 内容 年金のことならなんでも
- 主催 米沢年金事務所

(☎0238-22-4220)